

業務従事届(新規・継続)

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

年 月 日

貸付番号		
借用時期	年 月 (貸付を受けた時期を記入してください。)	私は左記の金額を借用しています。
借用金額	円	
フリガナ		生年月日
氏名	印 (借用証書と同じ印鑑を使用してください。)	年 月 日 (歳)
住所	〒	
電話	自宅 携帯	

下記のとおり保育士の業務に従事しましたので届け出ます。(以下事業所記入)

業務従事先	所在地及び電話番号	〒	電話 ()
	施設名又は所属団体名		
	職種	保育士	
業務従事期間	従事した期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月間)	(採用年月日から証明してください。)(月のうち1日でも勤務した場合は1か月とします。)
	上記のうち休職等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月間)	(産休、育休、疾病等の休職期間を記入してください。)
	勤務時間	週20時間以上の勤務	
就労先要件	(下記就労先の番号をご記入ください。)		
雇用形態	・正職員 ・常勤(正職員以外) ・非常勤・パート等 (○を付けてください。)		
備考			

上記のとおり従事していることを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の法人名及び施設名

代表者(法人又は施設)の職名及び氏名

事業所の印

(担当者名:)

就労先の要件が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
 - ・(3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 認定こども園
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (7) 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (8) 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- (9) 仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う者。

※ 新規の場合は、就職後直ちに提出してください。

※ 継続の場合は、毎年4月1日の状況を4月30日までに提出してください。

業務従事届(新規・継続)

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 殿

〇 年 〇 月 〇 日

貸付番号	〇〇〇〇〇〇	
借用時期	〇 年 〇 月 (貸付を受けた時期を記入してください。)	私は左記の金額を借用しています。
借用金額	400,000 円	
フリガナ	アイチ フクシ	生年月日
氏名	愛知 福祉 印 (借用証書と同じ印鑑を使用してください。)	〇〇年 〇 月 〇 日(〇〇歳)
住所	〒 123-4567 名古屋市〇区〇〇1丁目2番地 〇〇〇マンション102号	
電話	自宅052-111-2222 携帯090-1111-2222	

下記のとおり保育士の業務に従事しましたので届け出ます。(以下事業所記入)

業務従事先	所在地及び電話番号	〒000-0000 名古屋市〇〇区丸の内 0-00 電話 ()
	施設名又は所属団体名	〇〇法人 △△保育所
	職種	保育士
業務従事期間	従事した期間	〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇年 〇月 〇〇日 (〇年 〇月間) (採用年月日から証明してください。) (月のうち1日でも勤務した場合は1か月とします。)
	上記のうち休職等の期間	〇年 〇月 〇〇日 ~ 〇年 〇月 〇〇日 (〇年 〇月間) (産休、育休、疾病等の休職期間を記入してください。)
	勤務時間	週20時間以上の勤務
就労先要件	2の(1)~(9)からご記入ください。(下記就労先の番号をご記入ください。)	
雇用形態	・正職員 ・常勤(正職員以外) ・非常勤・パート等 (〇を付けてください。)	
備考		

上記のとおり従事していることを証明いたします。

〇〇年 〇月 〇日 業務従事先の法人名及び施設名 〇〇市立 〇〇保育園

代表者(法人又は施設)の職名及び氏名 園長 〇〇 〇〇 事業所の印

(担当者名: 〇〇 〇〇)

就労先の要件が次のいずれかに該当する施設又は事業所であること。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
 - ・(3)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 認定こども園
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (7) 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (8) 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- (9) 仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う者。

※ 新規の場合は、就職後直ちに提出してください。

※ 継続の場合は、毎年4月1日の状況を4月30日までに提出してください。